(3)　合計所得金額九五〇万円超一、〇〇〇万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
三八万円超八五万円以下	一三万円
八五万円超九〇万円以下	一二万円
九〇万円超九五万円以下	一一万円
九五万円超一〇〇万円以下	九万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	七万円
一〇五万円超一一〇万円以下	六万円
一一〇万円超一一五万円以下	四万円
一一五万円超一二〇万円以下	二万円
一二〇万円超一二三万円以下	一万円

(三)　右記(一)及び(二)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行うこととした等の所要の措置を講ずる。

2　非永住者の課税所得の範囲から、国外にある有価証券の譲渡により生ずる一定の所得を除外することとした。（所得税法第七条関係）

3　納税地の変更に関する届出書及び納税地の異動に関する届出書について、それぞれその変更後の納税地の所轄税務署長又はその異動後の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととした。（所得税法第一六条及び第二〇条関係）

4　株式分配を配当所得の対象となる剰余金の配当又は利益の配当から除外した上、法人の株主等が適格株式分配に該当しない株式分配により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭その他の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式等に対応する部分の金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、配当等とみなすこととした。（所得税法第二四条及び第二五条関係）

5　外国税額控除制度について、適用金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税の額等を納税者の立証すべき事項として明確化することとした。（所得税法第九五条及び第一六五条の六関係）

6　医療費控除の適用を受ける者は、改正前の医療費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととした。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から五年間、当該明細書に係る医療費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならない。（所得税法第一二〇条関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　確定申告書の提出期限の延長の特例について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、確定申告書の提出期限をその定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間、延長することができることとし、これに伴い、延長期間の変更手続を定める等の所要の整備を行うこととした。（法人税法第七一条、第七五条の二、第八一条の一九、第八一条の二四、第一四四条の三及び第一四四条の八関係）

2　役員給与の損金不算入制度について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第三四条関係）

(一)　利益連動給与について、次の見直しを行う。

(1)　算定の基礎となる指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。）を加えるとともに、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等（改正前当該事業年度）の指標を用いることができる。

(2)　利益の状況を示す指標又は右記(1)の追加された指標（以下「業績連動指標」という。）を基礎として算定される数の適格株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。

(3)　同族会社のうち同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。

(二)　退職給与で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とする。これにあわせて、利益連動給与について、業績連動指標を基礎として算定される数の適格新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権による給与を対象に加える。

(三)　事前確定届出給与について、次の見直しを行う。

(1)　所定の時期に確定した数の適格株式を交付する給与を対象に加える。

(2)　右記(二)の改正にあわせて、所定の時期に確定した数の適格新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、その定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る新株予約権による給与を加える。

(3)　利益その他の業績を示す指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。

3　譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第五四条及び第五四条の二関係）

(一)　役務提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える。

(二)　譲渡制限付株式を対価とする費用について、給与等課税額が生ずることが確定した日（改正前給与等課税事由が生じた日）において役務提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用する。

4　組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。

(一)　適格分割の範囲に、一の法人のみが分割法人となる分割型分割で、分割法人のその分割前に行う事業をその分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として一定の要件に該当するものを加える。（法人税法第二条関係）

(二)　現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうちその現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」という。）のその発行済株式等の全部が移転するものを株式分配とし、次の措置を講ずる。（法人税法第二条、第二三条、第二四条、第六一条の二及び第六二条の五等関係）

(1)　完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として一定の要件に該当するものを適格株式分配とし、適格株式分配による資産の移転をその適格株式分配の直前の帳簿価額による譲渡とするほか、適格株式分配について適格分割型分割に準じた措置を講ずる。

(2)　株式分配を受取配当等の益金不算入制度における剰余金の配当又は利益の配当から除外した上、適格株式分配に該当しない株式分配により法人の株主等が交付を受けた資産の価額の合計額のうち、その法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分を超える部分の金額は、みなし配当の額とする。